

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年6月25日

【事業年度】 第10期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

【会社名】 株式会社エスクリ

【英訳名】 E S C R I T I N C .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岩本 博

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山三丁目2番5号 南青山シティビル

【電話番号】 03-5410-8822

【事務連絡者氏名】 取締役上級執行役員管理本部管掌 岡崎 太輔

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山三丁目2番5号 南青山シティビル

【電話番号】 03-5410-8822

【事務連絡者氏名】 取締役上級執行役員管理本部管掌 岡崎 太輔

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
売上高 (千円)	3,831,121	5,243,256	6,883,334	10,732,873	12,903,441
経常利益 (千円)	137,242	395,043	596,655	1,015,906	1,177,068
当期純利益 (千円)	140,574	225,790	351,376	659,849	738,174
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	280,750	478,090	478,090	498,527	529,830
発行済株式総数 (株)	30,700	3,730,000	3,730,000	3,784,500	11,612,700
純資産額 (千円)	214,699	835,170	1,187,690	1,895,937	2,705,684
総資産額 (千円)	2,007,290	3,540,188	5,814,537	7,099,126	9,783,409
1株当たり純資産額 (円)	6,993.47	223.91	318.10	166.23	231.48
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	()	()	()	()	5.00 ()
1株当たり当期純利益 金額 (円)	4,578.99	72.40	94.21	58.65	64.36
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)			94.09	57.26	62.39
自己資本比率 (%)	10.7	23.6	20.4	26.6	27.5
自己資本利益率 (%)	97.34	43.01	34.76	42.94	32.27
株価収益率 (倍)		9.10	8.01	13.44	11.62
配当性向 (%)					7.8
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	428,310	932,424	1,031,011	1,793,793	2,313,967
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	160,595	1,002,405	2,234,713	1,575,632	3,257,837
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	94,784	822,790	1,305,699	97,486	958,499
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	426,499	1,179,309	1,281,307	1,401,982	1,416,611
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	128 (17)	194 (42)	290 (105)	411 (211)	516 (264)

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第6期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、第7期については希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため、記載しておりません。
5. 第6期の株価収益率については、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
7. 第7期においては、平成21年10月16日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。
8. 第7期においては、平成22年3月4日を払込期日とする公募増資による660,000株の新株発行を行っております。
9. 第9期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、遡及処理後の数値を記載しております。
10. 第10期においては、平成24年9月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
11. 第10期(平成25年3月期)の1株当たり配当額5円は、東京証券取引所市場第一部指定記念配当となっております。

2 【沿革】

年月	事項
平成15年6月	挙式・披露宴施設の運営を目的として、東京都中央区に株式会社エスクリを設立
平成17年3月	神戸市東灘区に『ア・ラ・モード・パレ&ザ リゾート』(神戸事業所)をオープン
平成17年5月	本店所在地を東京都港区芝大門に移転
平成17年11月	東京都港区に『ラグナヴェール AOYAMA』(青山事業所)をオープン
平成18年9月	東京都港区に『ロザンジュイア』(広尾事業所)をオープン
平成18年12月	名古屋市中区に『栄マルベリーホテル』(栄事業所)をオープン
平成19年6月	『栄マルベリーホテル』(栄事業所)の名称を『ラグナスイート ホテル&ウェディング名古屋』に変更 『ラグナスイート ホテル&ウェディング名古屋』(栄事業所)における婚礼サービスの提供開始
平成20年4月	本店所在地を東京都港区南青山に移転
平成21年9月	横浜市港北区に『ラグナスイート ホテル&ウェディング新横浜』(新横浜事業所)をオープン
平成22年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成22年5月	東京都中央区に『ラグナヴェール TOKYO』(八重洲事業所)をオープン
平成23年4月	名古屋市中区に『ラグナヴェール NAGOYA』(栄駅事業所)、東京都中央区に『ザ マグナス TOKYO』(銀座事業所)、大阪市北区に『ラグナヴェール OSAKA』(堂島事業所)をオープン
平成23年5月	大阪市北区に『ラグナヴェール PREMIER』(大阪駅事業所)をオープン
平成24年6月	東京都渋谷区に『シャルマンシーナ TOKYO』(表参道事業所)をオープン
平成24年11月	東京証券取引所市場第一部に市場変更
平成24年12月	東京都中央区に『アンジェリオン オブラザ TOKYO』(八重洲事業所)をオープン

3 【事業の内容】

当社は、デザイン性を重視した直営施設において、挙式・披露宴の企画・運営を行うブライダル事業を主な事業としております。また、当社は単一セグメントであります。その他の事業として、宿泊施設の運営を通じた宿泊サービス、および披露宴以外のパーティの運営を行う宴会サービスの提供を行っております。

(1) ブライダル事業

当社は、「施設スタイルにこだわらない都市型ブライダルオペレーター」として、多様化する顧客のニーズに応えるため、様々なスタイルの直営挙式・披露宴施設の運営を行っております。

当社では、顧客である新郎新婦や列席されるゲストに対する「施設の貸し切り感」「オリジナル感」の演出を重視し、挙式・披露宴で提供される、衣装、装花、引出物、料理、飲料、演出等を顧客のこだわりに合わせてトータルプロデュースする、オーダーメイド型の婚礼サービスを提供しております。

特に、衣装、装花、演出に関しては社内における内製化を推進しており、外注取引企業ではなく当社の従業員が直接顧客と打ち合わせを行うことにより、顧客の細かなこだわりにも対応し、一層の顧客満足度の向上を目指しております。

また、当社が運営する施設のうち、バンケット(披露宴会場)が複数ある施設に関しては、それぞれのバンケットに専用のチャペルまたはロビースペースを設置することにより、「施設の貸し切り感」の演出を行っております。

「施設の貸し切り感」「オリジナル感」の演出のため、一軒家の邸宅風施設であるゲストハウス型施設が多い中、当社は、同様の演出が可能で、かつ出店立地に最適なスタイルでの出店を、下記のとおり施設を分類して実施しております。

施設スタイル

() 専門式場

交通至便な都心部およびブランドイメージの高いエリアを中心に、挙式・披露宴を実施するバンケットを有する挙式・披露宴施設を専門式場と分類しております。

() ゲストハウス

都心の閑静な住宅地において広大な敷地を活用し、披露宴を実施するバンケットに加えて、開放感のあるプライベートガーデンやプール、独立型チャペルを有する邸宅風の挙式・披露宴施設をゲストハウスと分類しております。

() ホテル

交通至便な都心部を中心に、宿泊施設に加えて、披露宴を実施するバンケットをフロアごとに異なったコンセプトでデザインし、付帯の専用ロビースペースとともに1フロア貸し切り形式で提供することで、ホテルでありながらゲストハウスの「施設の貸し切り感」を演出するブライダルホテル型の挙式・披露宴施設をホテルと分類しております。

()レストラン

交通至便な都心部およびブランドイメージの高いエリアを中心に、挙式・披露宴を実施するバンケットを有し、挙式・披露宴の予約が入らない平日を中心に、レストラン営業も行えるレストラン型の挙式・披露宴施設をレストランと分類しております。

出店方針

当社は、上記4つのスタイルの施設を特定のスタイルに偏らないよう出店する方針であります。また、出店候補地の選定に当たっては、東京23区および政令指定都市 新幹線停車駅がある人口30万人以上の都市、の順に優先順位を定め、出店候補地の立地、エリアマーケティングデータ、運営施設の採算性、人材確保、資金繰りおよび投資回収期間を総合的に勘案したうえで、出店候補地を決定しております。

なお、出店に当たっては早期に設備投資資金を回収するため、原則として賃借での出店を行う方針であります。

施設スタイル	挙式・披露宴施設名称	事業所名称	所在地
ゲストハウス	ア・ラ・モード・パレ&ザ リゾート(3)	神戸事業所	神戸市東灘区
レストラン	ラグナヴェール AOYAMA(1)	青山事業所	東京都港区
専門式場	ロザンジュイア(1)	広尾事業所	東京都港区
ホテル	ラグナスイート ホテル&ウェディング名古屋(3)	栄事業所	名古屋市中区
ホテル	ラグナスイート ホテル&ウェディング新横浜(3)	新横浜事業所	横浜市港北区
専門式場	ラグナヴェール TOKYO(2)	八重洲事業所	東京都中央区
レストラン	アンジェリオン オ プラザ TOKYO(2)		
専門式場	ラグナヴェール NAGOYA(1)	栄駅事業所	名古屋市東区
専門式場	ザ マグナス TOKYO(1)	銀座事業所	東京都中央区
レストラン	ラグナヴェール PREMIER(2)	大阪駅事業所	大阪市北区
専門式場	ラグナヴェール OSAKA(4)	堂島事業所	大阪市北区
専門式場	シャルマンシーナ TOKYO(3)	表参道事業所	東京都渋谷区

(注) 1.()内の数字はバンケット(披露宴会場)数を表しております。

(2) その他の事業

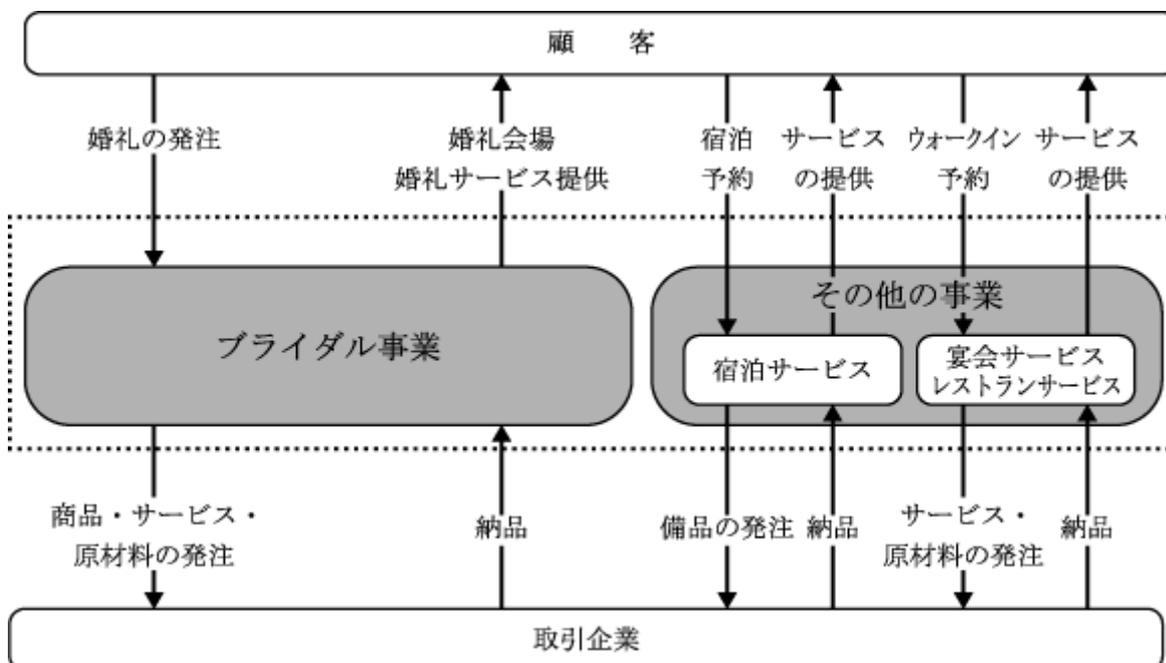
当社は、挙式・披露宴施設と宿泊施設が一体となったブライダルホテル業態の施設の運営を通じて宿泊サービスの提供を行っております。客室においては、挙式・披露宴施設と同様にスタイリッシュなデザインながらも落ち着いた色調のインテリアを配した、くつろぎと心地よさをテーマとした空間を提供しており、都心の商業集積地やターミナル駅周辺を中心に开店することにより、新郎新婦および挙式・披露宴に列席されるゲストとともに一般のビジネス客や観光客もターゲットとしております。

また、当社は、運営する施設において、挙式・披露宴の予約が入らない平日を中心に、施設の稼働率向上を目的として、主として法人を顧客とした、忘年会、新年会、歓送迎会、セミナー等の各種パーティの受注および運営を通じて宴会サービスの提供を行っております。

そのほか、レストラン業態の施設運営を通じて、レストランサービスの提供等を行っております。

下図は、当社の事業系統を図示したものであります。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成25年3月31日現在

使用人数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
516(264)	30.3	2.1	4,162,911

- (注) 1. 使用人数は常勤の従業員数であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む)は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 前事業年度に比べ、使用人数が105人増加しております。主な理由は、新規施設開業に伴う期中採用によるものです。
3. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国の経済状況は、東日本大震災からの復興需要や政権交代後の円安および株高の進行等、景気回復の兆しがみえる一方で、欧州債務危機をめぐる海外景気の不確実性は高く、依然として先行き不透明な状況となっております。

このような環境下、当社は「施設スタイルにこだわらない都市型プライダルオペレーター」として、東京23区および政令指定都市に展開した挙式・披露宴施設の運営を継続してまいりました。

具体的な新規施設の開業については、平成24年6月に専門式場スタイルである「シャルマンシーナ TOKYO」(表参道事業所)をオープンいたしました。さらに、平成24年12月に八重洲事業所を施設拡大し、レストランスタイルである「アンジェリオン オ プラザ TOKYO」をオープンいたしました。これにより平成25年3月31日現在における当社の施設数は11施設、バンケット数は26バンケットとなっております。また、平成24年12月には平成25年6月開業の「アルマリアン FUKUOKA」(天神事業所)の受注活動を開始いたしました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高12,903,441千円(前事業年度比20.2%増)、営業利益1,227,617千円(前事業年度比14.2%増)、経常利益1,177,068千円(前事業年度比15.9%増)、当期純利益738,174千円(前事業年度比11.9%増)となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物の残高は1,416,611千円となり、前事業年度末と比較して14,629千円増加となりました。各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は2,313,967千円(前事業年度比29.0%増)となりました。これは税引前当期純利益1,179,426千円及び減価償却費を930,626千円を計上したこと等が主な要因であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は3,257,837千円(前事業年度比106.8%増)となりました。これは新規出店に伴う有形固定資産の取得による支出3,078,985千円、敷金及び保証金の差入による支出450,726千円があったこと等が主な要因であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により得られた資金は958,499千円(前事業年度は97,486千円の支出)となりました。これは設備投資に充当するための長期借入による収入2,150,000千円、長期借入金の返済による支出1,100,653千円があったことが主な要因であります。

2 【施行、受注及び販売の状況】

(1) 施行実績

当事業年度の挙式・披露宴施行件数の実績は、次のとおりであります。

区分	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
	施行件数(組)	前年同期比(%)
ブライダル事業	3,073	118.3

(注) 上記の施行件数には、小規模の式会(披露宴参加者30名未満)は含めておりません。

(2) 受注状況

当事業年度の受注件数および残高の状況は、次のとおりであります。

区分	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)			
	受注件数 (組)	前年同期比 (%)	受注件数残高 (組)	前年同期比 (%)
ブライダル事業	4,622	129.7	2,208	136.0

(注) 上記の受注件数および受注件数残高には、小規模の式会(披露宴参加者30名未満)を含めております。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績は、次のとおりであります。

区分	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
ブライダル事業	11,984,949	119.8
その他の事業	918,491	125.9
合計	12,903,441	120.2

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. その他の事業は、宿泊サービス、宴会サービスおよびレストランサービスの売上等であります。

3 【対処すべき課題】

(1) 現状認識について

当社がターゲット顧客層としている結婚適齢期人口の減少、未婚率の上昇、および他分野の事業会社の新規参入等、競合状況の激しいブライダルマーケットにおいて、当社が顧客からの支持を着実に獲得し、中長期的な企業の成長のための経営戦略を実行するために、以下のような課題に対処してまいります。

(2) 当面の対処すべき課題の内容、対処方針、および具体的な取組状況

競争力を有する立地での出店

当社は、挙式・披露宴施設の競争力は、その立地の集客力によって最も影響を受けるものと認識しており、継続的、安定的に集客が可能な立地に出店することが特に重要な経営課題であると認識しております。この課題に対応するため、東京23区および政令指定都市 新幹線停車駅がある人口30万人以上の都市を優先出店候補エリアとし、これら候補エリアに所在する若者層の認知度が高い商業集積駅、またはターミナル駅周辺に積極的な出店を継続してまいります。

人材の確保と育成

当社は、今後のさらなる事業拡大を目指す上で、優秀な人材の確保およびその人材の育成が重要な経営課題であると認識しております。人材確保においては、新卒採用および中途採用を積極的に実施し、当社の経営方針に共感を持った早期に戦力化可能な人材の採用と、従業員のモチベーションを向上させる人事諸制度の構築が必要と考えております。人材の育成については、接客に関するデータの定量的な分析に基づく課題抽出および対策、高い接客力を有する人材の接客ノウハウの共有、定期的な社内研修等を実施することにより、顧客ニーズに的確に対応できる接客力を向上させてまいります。

内部管理体制の充実

当社では、今後も企業の継続的な成長を実現していくために、事業規模の拡大に対応した内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。今後も事業規模の拡大に合わせ、管理部門の一層の強化による内部管理体制の整備に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める方針であります。当社の株式に関する投資判断は、本項および本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 少子化の影響について

厚生労働省「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」によりますと、今後18歳から34歳までの人口は、減少傾向にあると予測されており、同省の「人口動態調査」では、結婚適齢期である25歳から34歳までの年齢層が縮小傾向にあり、当社の属するブライダルマーケット全体の縮小が懸念されます。

当社は、今後も人口の減少が少ないと思われる東京23区および政令指定都市を中心に新店出店するとともに、マーケット動向を注視し事業を推進してまいります。マーケットが急激に縮小した場合は当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合および新規参入について

当社が運営する挙式・披露宴施設と同一商圈に競合企業が複数参入するほか、異業種から資金力とブランド力を有する企業がブライダルマーケットに新規参入するなど、他社との競合状況が激化した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 出店について

当社は、「施設スタイルにこだわらない都市型ブライダルオペレーター」として、多様化する顧客のニーズに応えるため、専門式場、ゲストハウス、ホテル、レストランの4つのスタイルの挙式・披露宴施設を特定のスタイルに偏らないよう出店する方針であります。出店候補地の選定に当たっては、東京23区および政令指定都市 新幹線停車駅がある人口30万人以上の都市、の順に優先順位を定め、出店候補地の立地、エリアマーケティングデータ、運営施設の採算性、人材確保、資金繰りおよび投資回収期間を総合的に勘案したうえで、出店候補地を決定し、新規出店を積極的に進めていく計画であります。

当社は、専門部署である店舗開発部を中心として、不動産デベロッパー、不動産投資ファンド運用会社、ゼネコン、総合商社等多岐にわたるルートから出店候補地の情報を収集し、出店のための条件交渉を行っておりますが、当社の出店条件に合致する候補地の契約が締結できなかった場合、または、出店に必要な資金を当社の計画通りに金融機関等から調達できなかった場合は、出店計画を変更する必要性が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、新規出店に際し、オープン準備期間に諸費用が先行して発生することにより、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 敷金および差入保証金について

当社は、賃借により出店を行うことを基本方針としており、挙式・披露宴施設の賃借時に敷金および保証金を差入れております。敷金及び差入保証金の残高は平成25年3月31日現在1,697,647千円となっており、総資産に占める比率は17.4%であります。

当社は、新規に出店する際の与信管理を徹底しておりますが、賃貸先のその後の財政状態の悪化等によって、敷金及び保証金の全部または一部が回収できなくなった場合には、当社の財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 挙式・披露宴施設の賃貸借契約が長期間であることについて

当社が当事業年度末現在において賃借している各施設の賃貸借契約の契約期間は、10年から20年の長期にわたっております。

原則として、賃貸借契約は契約期間満了まで継続する予定であります。施設の収益力の低下等の理由により当社の都合で賃貸借契約を中途解約する場合には、中途解約に伴う違約金等が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 挙式・披露宴施設の改装費用について

当社の施設につきましては、出店商圏における顧客のニーズを調査するとともに、同一商圏における競合施設の出店スタイルや建物デザインおよび内装コンセプト等を調査することで、顧客のニーズに合致し、かつ競合との差別化を図ったデザインの施設づくりに注力しております。また、マーケットの変化による施設デザインの陳腐化や老朽化に備え、各施設は環境の変化に応じて改装を行う計画であります。

しかしながら、マーケットの急激な変化等により、計画外の改装を行う場合は、改装費用や、改装に伴う固定資産除却損等が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 減損会計について

当社の挙式・披露宴施設に係る設備について、施設の営業活動から生じる収益力が著しく低下することなどにより減損の認識がなされた場合、減損損失の計上により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 商品開発について

当社は顧客のこだわりに合わせてオーダーメイド型の婚礼サービスを提供しており、衣装、装花、引出物、料理、飲料、演出等において「施設の貸し切り感」、「オリジナル感」を重視したトータルプロデュースを実施しております。

しかしながら、顧客のニーズの変化に当社の商品開発が対応できない場合や、取引企業が当社の基準を満たす商品・サービスの提供ができない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 売上高の季節変動について

当社の売上高は、挙式・披露宴が春(3月から5月)、秋(9月から11月)に多く施行される傾向があることにより、当該期間の売上高が変動する可能性があります。

(10) 有利子負債依存度が高いことについて

当社は、これまで新規出店にかかる設備投資を、金融機関からの借入等により調達してまいりました。有利子負債残高、有利子負債依存度および支払利息の推移は下表のとおりであります。

今後は、営業活動によるキャッシュ・フローの拡大から生み出される余剰資金等により、有利子負債依存度の改善を進め、財務体質の強化に努める方針ではありますが、挙式・披露宴施設の展開に伴い金融機関からの借入が増加し、金融情勢の変動により金利が大幅に上昇した場合には、当社の業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

	前事業年度末 平成24年3月31日現在	当事業年度末 平成25年3月31日現在
有利子負債残高(千円)	2,823,099	3,771,368
有利子負債依存度(%)	39.8	38.5
支払利息(千円)	65,824	62,804

- (注) 1. 有利子負債残高は、金融機関からの長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)、リース債務、未払金および長期未払金の合計であります。
2. 有利子負債依存度は、有利子負債残高を総資産で除した数値を記載しております。

(11) 法的規制について

挙式・披露宴施設の建築・改装について

当社が運営する施設の建築・改装につきましては、建築基準法、消防法、下水道法等による規制を、宿泊施設を有する施設の建築・改装につきましては、旅館業法の規制を受けております。

当社は、施設の建築・改装にあたっては、行政当局や一級建築士等外部専門家の事前指導を受け、法令を遵守した建築・改装を行っておりますが、これらの法令に違反し、建築計画の遅れや施設の運営に支障が生じた場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

衛生管理について

当社が運営する挙式・披露宴施設は、食品衛生法による規制を受けており、所轄の保健所より営業許可書を取得しております。また、各施設内の調理施設につき1名の食品衛生責任者を選任しており、館内清掃ならびに従業員に対する衛生管理教育を徹底するとともに、専門機関による定期的な衛生検査を実施することで、社内の衛生管理体制強化を図っております。

当社は、設立から現在に至るまで、食中毒の発生等で行政処分を受けた事例はありませんが、今後、食中毒等の衛生問題が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報管理について

当社では、挙式・披露宴および宿泊サービスの提供を通じて、顧客の個人情報を扱っているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課せられております。

当社は、これら個人情報の適切な保護および管理を目的として「個人情報保護規程」を制定しており、個人情報が記載された書類やデータについては保管庫における施錠管理やパスワード管理により細心の注意をもって取り扱っておりますが、係る措置にもかかわらず不測の事態により個人情報が漏洩した場合は、当社が損害賠償を含む法的責任を追及される可能性があるほか、当社および当社が運営する挙式・披露宴施設の信用が低下し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 食材について

当社が運営する挙式・披露宴施設で提供する食材につきましては、安全性に重大な関心が払われている現在の状況から、安全で良質な食材を安定的に確保することが重要となっております。

しかしながら、食材の安全性が疑われる問題が生じ、海外からの食材輸入が規制された場合、あるいは需給関係の変動等により食材の市況が急激に変動した場合等、食材の安定的確保に支障が生じる状況になった場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である岩本博は、創業者であると同時に設立以来当社の経営方針や事業戦略の決定等、事業推進において中心的な役割を担ってまいりました。

現在、当社では、事業規模の拡大に伴った権限の委譲ならびに役員および幹部社員による情報の共有化等を通じて経営組織の強化を図るなど、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、今後、何らかの理由により同氏が当社の経営執行を継続することが困難になった場合には、当社の事業展開および業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 人材確保と育成について

当社は、挙式・披露宴施設の展開のため、新卒採用および中途採用を実施し続けることが必要であると認識しており、積極的な採用活動を行っております。また、採用した人材に対しては、接客に関するデータの定量的な分析に基づく課題抽出および対策、高い接客力を有する人材の接客ノウハウの共有、定期的な社内研修等を実施することで、顧客ニーズに的確に対応できる人材の育成に努めております。

しかしながら、人材の確保、育成が計画通り進まなかった場合には、当社の事業展開および業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債および収益・費用の報告金額および開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当社の当事業年度末の総資産は9,783,409千円となり、前事業年度末と比較して2,684,282千円の増加となりました。その主な要因は、現金及び預金が増加したこと、新規出店に伴う有形固定資産の取得、敷金及び保証金が増加したこと等によるものであります。

企業の安全性を示す自己資本比率は前事業年度末26.6%に対し当事業年度末は27.5%と0.9ポイント増加しております。また、支払能力を示す流動比率は前事業年度末54.8%に対し当事業年度末は44.1%と10.7ポイント減少しております。

(流動資産)

当事業年度末の流動資産は、1,886,728千円となり、前事業年度末と比較して151,104千円の増加となりました。これは主に現金及び預金の増加(前事業年度比14,629千円増加)、前払費用の増加(前事業年度比64,743千円増加)によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末の固定資産は、7,896,681千円となり、前事業年度末と比較して2,533,178千円の増加となりました。これは主に有形固定資産の増加(前事業年度比2,186,365千円増加)、敷金及び保証金の増加(前事業年度比317,856千円増加)によるものであります。

有形固定資産の増加は、表参道事業所の新設、八重洲事業所の施設拡大による建物および工具、器具及び備品等の取得が主な要因となっております。

(流動負債)

当事業年度末の流動負債は、4,275,880千円となり、前事業年度末と比較して1,109,521千円の増加となりました。これは主に未払法人税等の増加(前事業年度比159,815千円増加)、1年内返済予定の長期借入金の増加(前事業年度比335,986千円増加)によるものであります。

(固定負債)

当事業年度末の固定負債は、2,801,844千円となり、前事業年度末と比較して765,014千円の増加となりました。これは主に、長期借入金の増加(前事業年度比713,361千円増加)によるものであります。

(純資産)

当事業年度末の純資産は、2,705,684千円となり、前事業年度末と比較して809,747千円の増加となりました。これは主に当期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加(前事業年度比738,174千円増加)によるものであります。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

売上高は、前事業年度比20.2%増の12,903,441千円となりました。

主な要因は、当事業年度にオープンした表参道事業所、施設拡大した八重洲事業所が好調に稼働したことによります。

(売上原価)

売上原価は、前事業年度比17.0%増の4,175,207千円となりました。

主な要因は、施行件数の増加に伴い仕入および外注費が増加したことによります。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費は、前事業年度比23.2%増の7,500,615千円となりました。

主な要因は、従業員の増加に伴う人件費の増加、表参道事業所の稼働、八重洲事業所の施設拡大に伴う地代家賃、減価償却費の増加や広告宣伝費の増加などであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度における現金及び現金同等物の残高は1,416,611千円となり、前事業年度末と比較して14,629千円増加となりました。各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は2,313,967千円(前事業年度比29.0%増)となりました。これは税引前当期純利益1,179,426千円及び減価償却費930,626千円を計上したこと等が主な要因であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は3,257,837千円(前事業年度比106.8%増)となりました。これは新規出店に伴う有形固定資産の取得による支出3,078,985千円、敷金及び保証金の差入による支出450,726千円があったこと等が主な要因であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により得られた資金は958,499千円(前事業年度は97,486千円の支出)となりました。これは設備投資に充当するための長期借入れによる収入2,150,000千円があった一方で、長期借入金の返済による支出1,100,653千円があったことが主な要因であります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因は、少子化や未婚率の上昇等により、ブライダルマーケット全体が縮小すること、他社との競合状況が激化し、挙式・披露宴の受注が計画通り進捗しないこと、当社の出店条件に合致する候補地の契約が締結できない等の理由で、出店計画が変更となること等が挙げられます。

当社におきましては、内製化事業の推進や、店舗開発部による出店候補地情報の収集を継続して行い、より効率的な挙式・披露宴施設の運営や、顧客満足度の高いサービスの提供を行うとともに、出店立地や施設スタイル等においても競合企業との差別化を図り、係る影響を最小限に抑える努力をしております。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は、「施設スタイルにこだわらない都市型ブライダルオペレーター」として、東京23区および政令指定都市において立地や出店エリアの顧客ニーズ等を考慮し、様々なスタイルの直営挙式・披露宴施設を運営しており、今後も同様に新規出店を継続的に行うことで、長期的な増収を目指しております。

また、挙式・披露宴で提供される商品・サービスにおいて、顧客ニーズの変化に対応した開発を継続すること、ならびに、接客ノウハウの共有や定期的な社内研修の実施により従業員の接客力を高めることで、顧客満足度の向上を目指しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社は、顧客の需要に応えるため、拳式・披露宴施設の増強を中心に総額3,188,326千円の設備投資を実施いたしました。その主なものは、「シャルマンシーナTOKYO」(表参道事業所)の新設、「アンジェリオン オ プラザ TOKYO」(八重洲事業所)の施設拡大に伴う工事代であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成25年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
		建物 及び構築物	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
神戸事業所 (神戸市東灘区)	拳式・披露宴施設	519,905	- (-)	6,866	4,576	531,348	30 (68)
青山事業所 (東京都港区)	拳式・披露宴施設	58,149	- (-)	-	2,854	61,004	18 (28)
広尾事業所 (東京都港区)	拳式・披露宴施設	39,693	- (-)	-	1,627	41,320	16 (33)
栄事業所 (名古屋市中区)	拳式・披露宴・宿 泊施設	266,931	- (-)	1,032	15,499	283,463	45 (86)
新横浜事業所 (横浜市港北区)	拳式・披露宴・宿 泊施設	237,320	- (-)	4,542	36,482	278,345	50 (127)
八重洲事業所 (東京都中央区)	拳式・披露宴施設	1,121,129	- (-)	28,766	24,012	1,173,909	52 (79)
栄駅事業所 (名古屋市東区)	拳式・披露宴施設	197,924	- (-)	-	7,057	204,982	11 (35)
銀座事業所 (東京都中央区)	拳式・披露宴施設	209,067	- (-)	-	9,404	218,471	13 (21)
大阪駅事業所 (大阪市北区)	拳式・披露宴施設	435,335	- (-)	-	15,790	451,126	43 (75)
堂島事業所 (大阪市北区)	拳式・披露宴施設	610,707	- (-)	-	20,696	631,404	28 (79)
表参道事業所 (東京都渋谷区)	拳式・披露宴施設	830,123	- (-)	30,396	2,817	863,337	30 (149)
天神事業所 (福岡市中央区)	開業準備室	9,446	- (-)	-	2,888	12,334	12 (2)
本社 (東京都港区)	統括業務施設	15,257	- (-)	15,328	169,542	200,128	88 (17)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、器具備品、一括償却資産を含んでおります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

3. 賃貸借契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

平成25年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
青山事業所 (東京都港区)	拳式・披露宴施設	72,659
広尾事業所 (東京都港区)	拳式・披露宴施設	80,697
栄事業所 (名古屋市中区)	拳式・披露宴・宿泊施設	224,400
新横浜事業所 (横浜市港北区)	拳式・披露宴・宿泊施設	304,731
八重洲事業所 (東京都中央区)	拳式・披露宴施設	368,607
栄駅事業所 (名古屋市中区)	拳式・披露宴施設	52,200
銀座事業所 (東京都中央区)	拳式・披露宴施設	90,745
大阪駅事業所 (大阪市北区)	拳式・披露宴施設	100,000 (注)
堂島事業所 (大阪市北区)	拳式・披露宴施設	180,000
表参道事業所 (東京都渋谷区)	拳式・披露宴施設	293,739
天神事業所 (福岡市中央区)	拳式・披露宴施設	216,859

(注) この他に年払歩合賃料の取決めがあります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社の当事業年度末現在における重要な設備の新設、重要な改修の計画は以下のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手および 完了予定		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
天神事業所 (福岡市中央区)	拳式・披露 宴施設	(注)1,300,000	726,995	自己資金および 借入金	平成24年 12月	平成25年 4月	3パンケット

(注) 投資予定額を当初の1,000,000千円から1,300,000千円に計画を変更しております。

(2) 重要な改修

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手および 完了予定		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
青山事業所 (東京都港区)	拳式・披露 宴施設	126,000		自己資金および 借入金	平成25年 7月	平成25年 9月	

(3) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	45,648,000
計	45,648,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,612,700	11,613,000	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株となっております。
計	11,612,700	11,613,000		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成25年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年3月26日臨時株主総会決議(平成19年9月26日取締役会)

区分	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	65	65
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,500(注) 1、4、5	19,500(注) 1、4、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250(注) 2、4、5	250(注) 2、4、5
新株予約権の行使期間	自 平成21年9月27日 至 平成29年3月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 250 資本組入額 125(注) 4、5	発行価格 250 資本組入額 125(注) 4、5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、譲渡、質入、担保の設定その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についても行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 本新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、本新株予約権発行日以後、払込価額を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = $\frac{(\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数}) + (\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込額})}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

3. 新株予約権の行使の条件

対象者は、権利行使時において、当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位を保有していることとします。ただし、任期満了による退任、定年退職等、転籍、その他当社取締役会が正当な理由と認める場合は、この限りではありません。

対象者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとします。

本新株予約権の質入れ、担保の設定その他一切の処分は認めないものとします。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と各対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとします。

4. 平成21年9月28日開催の取締役会決議により、平成21年10月16日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

5. 平成24年7月27日開催の取締役会決議により、平成24年9月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

平成20年6月27日定時株主総会決議(平成20年10月15日取締役会)

区分	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	31	31
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,300(注) 1、4、5	9,300(注) 1、4、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250(注) 2、4、5	250(注) 2、4、5
新株予約権の行使期間	自 平成22年11月1日 至 平成29年3月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 250 資本組入額 125(注) 4、5	発行価格 250 資本組入額 125(注) 4、5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、譲渡、質入、担保の設定その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についても行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 本新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または当社が保有する自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとします。

4. 平成21年9月28日開催の取締役会決議により、平成21年10月16日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

5. 平成24年7月27日開催の取締役会決議により、平成24年9月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

平成20年6月27日定時株主総会決議(平成21年3月27日取締役会)

区分	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	66	66
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,800(注) 1、4、5	19,800(注) 1、4、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250(注) 2、4、5	250(注) 2、4、5
新株予約権の行使期間	自 平成23年4月1日 至 平成29年3月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 250 資本組入額 125(注) 4、5	発行価格 250 資本組入額 125(注) 4、5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、譲渡、質入、担保の設定その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についても行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 本新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または当社が保有する自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使は、できないものとします。

4. 平成21年9月28日開催の取締役会決議により、平成21年10月16日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

5. 平成24年7月27日開催の取締役会決議により、平成24年9月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

平成22年 6月25日定時株主総会決議(平成22年10月 4日取締役会)

区分	事業年度末現在 (平成25年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年 5月31日)
新株予約権の数(個)	266	265
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	79,800(注) 1、4	79,500(注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	184(注) 2、4	184(注) 2、4
新株予約権の行使期間	自 平成24年10月 7日 至 平成29年 3月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 184 資本組入額 92(注) 4	発行価格 184 資本組入額 92(注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、譲渡、質入、担保の設定その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についても行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 本新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わないものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式数に係る発行済株式総数から当社普通株式数に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではないものとします。

新株予約権の相続人は、本新株予約権を行使することはできないものとします。

4. 平成24年 7月27日開催の取締役会決議により、平成24年 9月 1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

平成23年6月24日定時株主総会決議(平成23年7月26日取締役会)

区分	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	680	623
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	204,000(注) 1、4	186,900(注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	335(注) 2、4	335(注) 2、4
新株予約権の行使期間	自 平成25年8月16日 至 平成33年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 335 資本組入額 168(注) 4	発行価格 335 資本組入額 168(注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、譲渡、質入、担保の設定その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 当社が普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行日以後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡および株式交換による移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わないものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件は、本新株予約権の発行要項および本新株予約権の割当を受けた者と締結された新株予約権割当契約書の定めによるものとします。

4. 平成24年7月27日開催の取締役会決議により、平成24年9月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

平成23年 6月24日定時株主総会決議(平成23年 7月26日取締役会)

区分	事業年度末現在 (平成25年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年 5月31日)
新株予約権の数(個)	300	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90,000(注) 1、4	90,000(注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	301(注) 2、4	301(注) 2、4
新株予約権の行使期間	自 平成26年 7月 1日 至 平成33年 8月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 301 資本組入額 151(注) 4	発行価格 301 資本組入額 151(注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、譲渡、質入、担保の設定その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとし、ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 本新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡および株式交換による移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わないものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件は、本新株予約権の発行要項および本新株予約権の割当を受けた者と締結された新株予約権割当契約書の定めによるものとします。

4. 平成24年 7月27日開催の取締役会決議により、平成24年 9月 1日付で 1株を 3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

平成24年 6月26日定時株主総会決議(平成24年 7月13日取締役会)

区分	事業年度末現在 (平成25年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年 5月31日)
新株予約権の数(個)	490	470
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	147,000(注) 1、4	141,000(注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	615(注) 2、4	615(注) 2、4
新株予約権の行使期間	自 平成26年 7月19日 至 平成34年 6月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 615 資本組入額 308(注) 4	発行価格 615 資本組入額 308(注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、譲渡、質入、担保の設定その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとし、ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 本新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡および株式交換による移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わないものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の行使の条件は、本新株予約権の発行要項および本新株予約権の割当を受けた者と締結された新株予約権割当契約書の定めによるものとします。

4. 平成24年 7月27日開催の取締役会決議により、平成24年 9月 1日付で 1株を 3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年10月16日 (注) 1	3,039,300	3,070,000		280,750		238,750
平成22年3月5日 (注) 2	660,000	3,730,000	197,340	478,090	197,340	436,090
平成23年4月1日～ 平成24年3月31日 (注) 3	54,500	3,784,500	20,437	498,527	20,437	456,527
平成24年4月1日～ 平成24年8月31日 (注) 3	20,000	3,804,500	7,500	506,027	7,500	464,027
平成24年9月1日 (注) 4	7,609,000	11,413,500		506,027		464,027
平成24年9月1日～ 平成25年3月31日 (注) 3	199,200	11,612,700	23,803	529,830	23,803	487,830

- (注) 1. 株式分割 1 : 100によるものであります。
2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
発行価格 650円
引受価額 598円
資本組入額 299円
払込金総額 394,680千円
3. 新株予約権(ストックオプション)の行使による増加であります。
4. 株式分割(1 : 3)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)		17	20	15	33	2	2,795	2,882	
所有株式数 (単元)		13,592	3,772	12,903	12,435	4	73,410	116,127	11
所有株式数 の割合(%)		11.70	3.25	11.11	10.71	0.00	63.22	100	

(注) 自己株式606株は、「個人その他」に6単元、「単元未満株式の状況」に6株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
岩本 博	川崎市中原区	2,850,000	24.54
有限会社ブロックス	川崎市中原区木月祇園町10-13	1,200,000	10.33
澁田 隆一	東京都目黒区	960,000	8.26
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	517,000	4.45
SBI・リアル・インキュベ ーション1号投資事業有限責任組 合 無限責任組合員 SBIイン ベストメント株式会社	東京都港区六本木1丁目6-1	262,500	2.26
野村信託銀行株式会社(投信 口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	260,600	2.24
ザバンクオブニューヨークメロ ンアズエージェントビーエヌワ イエムエイエスイーエイダッチ ペンションオムニバス1400 16	東京都中央区月島4丁目16-13	226,100	1.94
ビーエヌビーパリバセキュリ ティーズサービスルクセンブル グジャスデックセキュリティー ズ	東京都中央区日本橋3丁目11-1	200,000	1.72
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	183,100	1.57
ビービーエイチマシユーズジャ パンフアンド	東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事 業部	181,800	1.56
計		6,841,100	58.91

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 600	6	
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,611,000	116,110	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株となっております。
単元未満株式	普通株式 1,100		
発行済株式総数	11,612,700		
総株主の議決権		116,110	

(注) 平成24年7月27日開催の取締役会決議により、平成24年9月1日付で1株につき3株の株式分割を行っております。

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社エスクリ	港区南青山三丁目2番 5号 南青山シティビル	600		600	0.01
計		600		600	0.01

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成19年3月26日臨時株主総会決議)

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役および従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成19年3月26日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成19年3月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役1名 当社の監査役2名 当社の従業員21名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行日以後、払込価額を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{(\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数}) + (\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込額})}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(平成20年6月27日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役および従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成20年6月27日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成20年10月15日取締役会)

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役1名 当社の監査役1名 当社の従業員30名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または当社が保有する自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

(平成21年3月27日取締役会)

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員15名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または当社が保有する自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

(平成22年6月25日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役および従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成22年6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成22年10月4日取締役会)

決議年月日	平成22年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員42名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または当社が保有する自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

(平成23年6月24日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役および従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成23年6月24日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成23年7月26日取締役会)

決議年月日	平成23年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役1名 当社の従業員34名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行日以後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡および株式交換による移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わないものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

(平成24年6月26日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役および従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成24年6月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成24年7月13日取締役会)

決議年月日	平成24年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役2名 当社の従業員27名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡および株式交換による移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わないものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

(平成25年6月25日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社取締役および従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成25年6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成25年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役および従業員(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	90,000株を上限とする(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注3)
新株予約権の行使期間	(注4)
新株予約権の行使の条件	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 付与対象者の人数の詳細は、別途取締役会で決定します。

2. 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株とします。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の後、当社が普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、上記のほか、本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で適切に株式の数の調整をすることができる。

3. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、次により決定される1株当たりの価額に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とします。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とします。

なお、当社が、当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または当社が保有する自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

4. 新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日を始期として平成35年6月24日まで
5. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。

- 新株予約権の相続人は、本新株予約権を行使することができない。
6. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価格の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
保有自己株式数	606		606	

- (注) 1. 平成24年7月27日開催の取締役会決議に基づき、平成24年9月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。そのため、当事業年度および当期間における保有自己株式については、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。
2. 当期間における取得自己株式には、平成25年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、あわせて将来の挙式・披露宴施設の新規出店による事業規模の拡大および財務基盤の強化のための内部留保の確保および利益配分について、経営成績および財政状態を勘案し利益還元政策を決定していく所存であります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当及び期末配当ともに取締役会であります。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行う」旨を定款に定めております。

また、当社は、「毎年9月30日を配当基準日として、取締役会の決議をもって中間配当を行うことができる」旨についても定款に定めております。

当事業年度につきましては、東京証券取引所市場第一部へ市場変更したことを記念し創業以来初の配当を実施させていただき、1株当たりの配当金額を5円とさせていただく所存です。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成25年5月10日取締役会決議	58,060	5.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
最高(円)		1,013	1,298	2,454	2,595 919
最低(円)		624	472	733	1,466 556

- (注) 1. 最高・最低株価は、平成24年11月15日以前は東京証券取引所マザーズ、同年11月16日以降は市場変更により東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
2. 平成24年9月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。なお、印は、株式分割による権利落後の株価であります。
3. 平成22年3月5日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年10月	11月	12月	平成25年1月	2月	3月
最高(円)	733	919	874	847	739	760
最低(円)	610	721	791	700	649	714

- (注) 最高・最低株価は、平成24年11月15日以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであり、平成24年11月16日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	執行役員社長	岩本 博	昭和40年7月29日生	平成元年4月 サントリー株式会社入社 平成3年5月 株式会社リクルート(現:株式会社リクルートホールディングス)入社 平成15年6月 当社設立 当社代表取締役社長就任 平成22年7月 当社代表取締役兼執行役員社長就任(現任)	(注4)	2,850,000
取締役	専務執行役員 建築・内装 事業担当	渋谷 守浩	昭和41年6月18日生	昭和61年9月 渋谷木材工業株式会社(現:株式会社渋谷)取締役就任 平成2年2月 株式会社十合(現:SHIBUTANIエステート・パートナーズ株式会社)取締役就任 平成20年11月 株式会社渋谷代表取締役就任(現任) 平成20年12月 SHIBUTANIエステート・パートナーズ株式会社代表取締役就任(現任) 平成25年5月 当社執行役員 建築・内装事業担当就任 平成25年6月 当社取締役兼専務執行役員 建築・内装事業担当(現任)	(注4)	
取締役	上級執行役員 事業本部管掌 兼事業本部長	安藤 正樹	昭和55年9月26日生	平成13年11月 有限会社ドリコム(現:株式会社ドリコム)入社 平成15年3月 同社取締役就任 平成21年4月 当社入社 平成23年6月 当社執行役員事業本部長就任 平成24年6月 当社取締役兼上級執行役員事業本部管掌兼事業本部長就任(現任)	(注4)	60,000
取締役	上級執行役員 管理本部管掌 兼管理本部長	岡崎 太輔	昭和46年4月25日生	平成6年4月 株式会社東京都民銀行入社 平成12年10月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社入社 平成16年1月 株式会社ファンライフ設立 代表取締役CFO就任 平成18年1月 株式会社シーアンドシ・メディア取締役CFO兼社長室長就任 平成19年10月 株式会社インサイトテクノロジー取締役経営企画管理本部長就任 平成23年10月 当社入社 平成25年4月 当社執行役員管理本部担当就任 平成25年6月 当社取締役兼上級執行役員管理本部管掌兼管理本部長就任(現任)	(注4)	
取締役		濱田 清仁	昭和32年11月30日生	昭和60年10月 監査法人サンワ事務所(現有限責任監査法人トーマツ)入所 平成元年4月 公認会計士登録 平成10年2月 税理士登録 平成10年4月 よつば総合会計事務所開設 パートナー就任(現任) 平成18年7月 グリー株式会社監査役就任(現任) 平成19年6月 株式会社キトー監査役就任(現任) 平成23年6月 当社取締役就任(現任)	(注4)	
常勤監査役		秋山 逸郎	昭和26年9月21日生	昭和50年4月 兵庫相互銀行(現みなと銀行)入行 昭和62年2月 ウチダエスコ株式会社入社 平成13年8月 株式会社アニメイト入社 平成19年12月 当社入社 平成23年6月 当社常勤監査役就任(現任)	(注5)	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		中山 寿英	昭和44年2月7日生	平成3年10月 監査法人トーマツ(現:有限責任 監査法人トーマツ)入所 平成8年4月 日本証券業協会出向 平成12年1月 PwCコンサルティング株式会社 (現:アイ・ビー・エムビジネス コンサルティングサービス株式会 社) 平成14年9月 ERNST & YOUNG Ma l y a s i a 入社 (注6) 平成17年11月 グローバル・ブレイン株式会社入 社 平成21年1月 株式会社みなとグローバル設立 同社代表取締役就任(現任) 平成22年2月 公認会計士・税理士 中山寿英会 計事務所設立同所長就任(現任) 平成25年6月 当社監査役就任(現任)	(注6)	
監査役		吉澤 尚	昭和50年5月16日生	平成14年10月 あさひ狛法律事務所(現:西村あ さひ法律事務所)入所 弁護士登録 平成23年2月 弁理士登録 平成24年7月 弁護士法人漆間総合法律事務所設 立(現任) 平成25年6月 当社監査役就任(現任)	(注6)	
計						2,910,000

- (注) 1. 濱田清仁は、社外取締役であります。
2. 監査役中山寿英、吉澤尚は、社外監査役であります。
3. 監査役重田光男は、平成24年7月11日に逝去により退任致しました。
4. 平成25年6月25日開催の定時株主総会から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
5. 平成23年6月24日開催の定時株主総会から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
6. 平成25年6月25日開催の定時株主総会から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、顧客、株主、取引先、社員、社会というすべてのステークホルダー(利害関係者)から信頼を得ることが企業価値を持続的に向上させていくことであると考えております。そのためには、経営の効率性と透明性を確保し、健全性の高い組織を構築することが必要不可欠であり、コーポレート・ガバナンスに対する取り組みが極めて重要であると考えております。そのため、当社は、社員全員が当社の基本的な価値観や倫理観を共有するために「企業行動規範」を制定し、周知徹底を図っております。

さらに、当社は、経営の効率性を確保するため、企業の成長による事業の拡大に合わせて組織体制を適宜見直し、各組織部門の効率的な運営および責任体制の確立を図っております。

また、経営の透明性を確保するため、監査役会による取締役の業務執行に対する監督機能ならびに法令、定款および当社諸規程の遵守を図るべく内部統制機能を充実し、迅速かつ適正な情報開示を実現すべく施策を講じております。

今後も企業利益と社会的責任の調和する誠実な企業活動を展開しながら、株主を含めたすべてのステークホルダーの利益に合う経営の実現および企業価値の向上を目指して、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

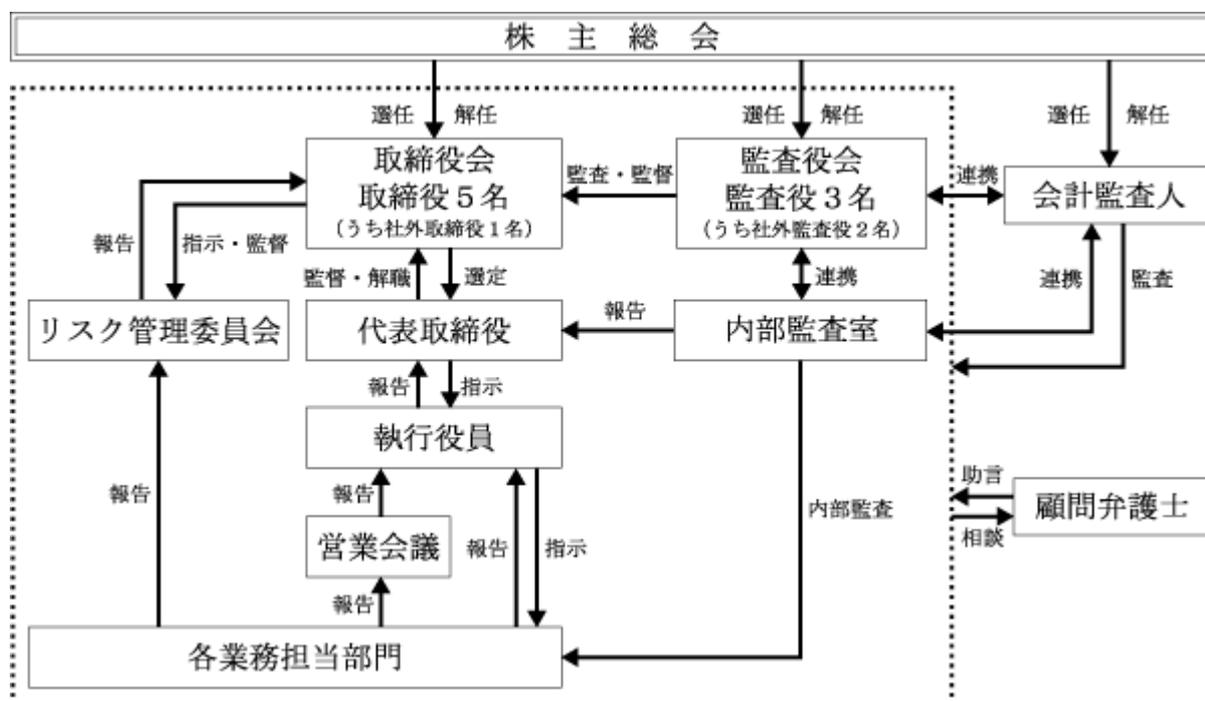
当社は、監査役制度を採用しております。当社では、取締役会において経営上の重要な事項の意思決定ならびに業務執行の意思決定を行っており、取締役会および監査役会により業務執行の監督および監視を行っております。なお、取締役会は5名(うち1名は社外取締役)、監査役会は3名(うち2名は社外監査役)で構成しております。

社外取締役1名と社外監査役2名は、各自の経験や見識に基づいた意見を積極的に取締役会で発言するだけでなく、各自が監督機能をもつことで、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

また、代表取締役直轄の独立機関として内部監査室を設置し、担当者1名が専任しております。

(現状の体制を採用している理由)

当社がこのような体制を採用している理由は、経営の透明性を確保するため、社外取締役および社外監査役の各自の経験と見識に基づいた監督機能をもつことにくわえ、監査役会による各取締役の業務執行に対する監督機能ならびに法令、定款および当社諸規程の遵守を図るべく内部統制機能を充実させることが、株主を含めたすべてのステークホルダーの利益に適う経営の実現および企業価値の向上につながると考えているためであります。



ロ．会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況

当社は、経営の効率性、迅速性を高めることを目的として、取締役会を5名の少人数で構成しております。取締役会は、毎月1回の定時取締役会のほか、臨時取締役会を必要に応じて適宜開催し、取締役5名のほか監査役3名が出席し、法令、定款および当社諸規程に基づき、経営方針等の決定、経営に関する重要事項の決議および業務の進捗状況の報告を行っております。

また、当社は監査役会を設置しており、社外監査役2名を含む3名の監査役(うち常勤監査役1名)で構成しております。監査役は取締役会およびその他の社内会議に出席するほか、各取締役および重要な使用人との面談および各事業部門に対する業務監査を通じて、取締役の職務執行について監査を行っております。

さらに社外取締役および監査役は、財務経理部および総務部とともに、当社の内部統制の有効性ならびに妥当性を確保するため、社内諸規程により、当社の状況に応じて必要な管理を行っております。

これらの内部統制が有効に機能していることを、内部監査室が内部監査計画に基づく定期監査および必要に応じて実施する特別監査を通じて確認しております。

なお、当社は、執行役員制度を導入し、取締役による「意思決定・監督機能」と執行役員による「業務執行機能」を分離することで、意志決定の迅速化と業務執行体制の強化を図っております。

業務執行の迅速性を高めることの目的として、営業会議を毎月1回定期的に開催しております。営業会議は、取締役、常勤監査役および執行役員等が出席しており、業務の進捗状況の報告および確認が行われております。

当社の内部統制システムといたしましては、以下の内容のとおり取締役会において内部統制システムの基本方針を決議し、この基本方針に基づいて、業務を適切かつ効率的に執行するために、社内諸規程により職務権限および業務分掌を明確に定め、適切な内部統制が機能する体制を整備しております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ア) 取締役および使用人は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に周知徹底する。
- イ) 取締役会は、取締役会規程の定めに従い法令および定款に定められた事項ならびに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。
- ウ) 取締役会は、取締役会規程、業務分掌規程等の職務の執行に関する規定を制定し、取締役、使用人は法令、定款および定められた規程に従い、業務を執行する。
- エ) 取締役の業務執行が法令・定款および定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施する。
- オ) 内部監査を担当する部署を設置し、内部監査規程に従って監査を実施する。
- カ) 取締役および使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合、社内通報規程に従い報告する。
- キ) 必要に応じて外部の専門家を起用し、法令および定款違反を未然に防止する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に係る規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適切に保存する。また、取締役および監査役は常時これらの書類を閲覧できるようにする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会直属の機関であるリスク管理委員会を中心として様々なリスクに対して、その大小や発生可能性に応じ、絶えず事前に適切な対応策を準備し、また、危機管理規程に従いリスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

取締役の職務の執行が、効率的に行われていることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して、議論・審議にあたる。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項
監査役会からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととし、その人事については、取締役会と協議を行い決定する。
6. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
取締役および使用人は、会社に重要な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
7. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
監査役は、取締役会のほか、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人は説明を求められた場合には、監査役に対して詳細に説明することとする。会計監査人および管理部署と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとる。

八. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、コンプライアンス体制の充実と強化を図るべく、役職員の行動規範を整備し、その基本方針としての企業倫理および遵守指針としての行動指針を設けており、その一つとして反社会的勢力との絶縁を掲げております。社内体制としましては、反社会的勢力からの接触に対する対応部署を設け、マニュアルの整備および周知徹底ならびに警視庁管内特殊暴力防止対策連合会および管轄警察特殊暴力防止対策協議会に加入し、これらの主催する講習会等にも参加し、反社会的勢力に関する最新情報を収集し、組織的に適切な処置をとる体制を整えております。

二. リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制につきましては、「危機管理規程」に基づき、取締役会直属の機関としてリスク管理委員会を設置しており、各業務担当部門と密な連携をとることで、リスクの早期発見と未然防止を図っておりますが、緊急事態の発生に際しては、すみやかにその状況を把握、確認し、迅速かつ適切に処理するとともに、被害を最小限にするための体制を整備しております。

また、会社の存続に関わる事案等、特定の緊急事態の発生時には、代表取締役を委員長とする対策委員会を設置して、対応策を講じる体制となっております。

また、当社は、弁護士、司法書士、社会保険労務士および税理士と顧問契約を締結することにより、重要な契約、法的判断およびコンプライアンスに関する事項について、必要に応じて指導、助言を受ける体制を整えております。

内部監査および監査役監査、会計監査の状況

内部監査につきましては、内部監査室（1名）を設置し、全部門を対象に会計監査および業務監査を実施しており、内部統制の有効性および業務の執行状況について、社内諸規程やコンプライアンス面から監査を行っております。監査結果の報告を代表取締役に行い、内部監査で発見された問題点に基づき改善指示がなされた場合には、フォローアップ内部監査の実施により、改善状況の確認を随時行っております。

監査役監査につきましては、監査役が取締役会およびその他の社内会議に出席するほか、各取締役および重要な使用人との面談および各事業部門に対する業務監査を通じて、取締役の職務執行について監査を行っております。

また、監査役会は、内部監査室から内部監査の状況に関して報告を受けるとともに、会計監査人と会計監査の実施状況等について意見交換を行うことで、監査の実効性および効率性の向上に努めております。

さらに、監査役、会計監査人および内部監査室による四半期に一度の定期的な会合の開催により、監査の実効性および効率性の向上に努めております。

会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツの会計監査を受けており、平成21年10月15日開催の株主総会において同監査法人を会計監査人に選任いたしました。また、通常の財務諸表に対する会計監査に加え、内部統制の整備・運用・評価についても随時指導・助言を受けております。業務を執行した公認会計士の氏名および監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 吉村 孝郎

指定有限責任社員 業務執行社員 早稲田 宏

(注) 継続監査年数につきましては、両名とも7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士2名、その他4名

(注) その他は、会計士補等であります。

社外取締役および社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役濱田清仁氏との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係はありません。公認会計士ならびに税理士として財務および会計ならびに税務に精通しており豊富な知見を有していることから社外取締役に選任しております。なお、同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

社外監査役中山寿英氏と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係はありません。公認会計士ならびに税理士として財務、会計および税務に精通していることから、社外監査役に選任しております。

社外監査役吉澤尚氏と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係はありません。弁護士として商取引一般および企業法務に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役として選任しております。

当社は、社外取締役および社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針を特に定め
てはおりませんが、東京証券取引所が定める独立性の判断基準を参考にすることで、一般株主と利益相
反のおそれがない独立性の高い社外取締役及び社外監査役の確保に努めています。

なお、当社は社外取締役および社外監査役を選任することで、経営への監視機能を強化しておりま
す。その経験・知識等を活用した、社外取締役および社外監査役による独立・公正な立場からの、取締
役の職務執行に対する監視機能が十分に期待できることから、現状の体制としております。

また、社外取締役および社外監査役は、取締役会を通じて必要な情報の収集および意見の表明を行う
とともに、適宜、内部監査室および会計監査人と情報交換を行い、連携を保つことで、監督または監査の
有効性、効率性を高めております。

役員の報酬等

イ．提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役除く。)	95,342	93,150	2,192			4
監査役 (社外監査役除く。)	8,000	8,000				2
社外役員	10,800	10,800				3

(注) 当事業年度末現在の人数は、取締役4名、監査役3名であります。

ロ．提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．使用兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

使用人兼務役員が存在しないため、記載しておりません。

ニ．役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役および監査役それぞれの報酬等の限度額
を決定しております。各取締役および各監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により
決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

株式の保有状況

該当事項はありません。

取締役の員数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累積投票によらない旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議要件を緩和することにより、円滑な株主総会の運営を行うことを目的とするものであります。

取締役会において決議することができる株主総会決議事項

イ．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を図るため、市場取引等により自己株式を取得することを目的とするものであります。

ロ．中間配当

当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

ハ．剰余金の配当

当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

ニ．取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)および監査役(監査役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役および監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
22,000	5,500	25,000	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、基幹システム導入に関する助言・指導業務、内部統制構築に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査公認会計士等の監査計画、監査内容、監査日数等の諸要素を勘案し、また、当社の事業規模等を考慮して監査報酬額を決定しております。

なお、監査報酬の決定にあたっては、監査役会の同意を得ております。

第5 【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,401,982	1,416,611
売掛金	27,745	35,968
原材料及び貯蔵品	42,534	52,147
前払費用	156,096	220,840
繰延税金資産	93,199	119,415
その他	14,866	42,966
貸倒引当金	802	1,221
流動資産合計	1,735,623	1,886,728
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	3,010,403	4,604,341
構築物（純額）	47,537	40,729
車両運搬具（純額）	207	0
工具、器具及び備品（純額）	363,959	242,906
リース資産（純額）	46,009	82,043
建設仮勘定	87,978	772,440
有形固定資産合計	¹ 3,556,096	¹ 5,742,462
無形固定資産		
商標権	2,004	1,538
ソフトウェア	156,439	153,169
リース資産	3,503	6,860
その他	16,208	16,208
無形固定資産合計	178,156	177,777
投資その他の資産		
出資金	30	40
長期前払費用	84,648	64,686
敷金及び保証金	² 1,379,790	² 1,697,647
繰延税金資産	164,630	213,917
その他	150	150
投資その他の資産合計	1,629,250	1,976,441
固定資産合計	5,363,502	7,896,681
資産合計	7,099,126	9,783,409

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	438,602	561,579
1年内返済予定の長期借入金	² 965,100	² 1,301,086
リース債務	89,352	90,762
未払金	448,547	660,493
未払費用	340,166	404,951
未払法人税等	351,318	511,133
未払消費税等	17,290	76,354
前受金	454,326	586,301
預り金	61,038	81,674
前受収益	556	136
その他	60	1,405
流動負債合計	3,166,358	4,275,880
固定負債		
長期借入金	² 1,465,958	² 2,179,319
リース債務	98,661	69,366
長期未払金	130,834	83,482
資産除去債務	341,376	469,675
固定負債合計	2,036,830	2,801,844
負債合計	5,203,189	7,077,724
純資産の部		
株主資本		
資本金	498,527	529,830
資本剰余金		
資本準備金	456,527	487,830
資本剰余金合計	456,527	487,830
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	932,216	1,670,390
利益剰余金合計	932,216	1,670,390
自己株式	126	126
株主資本合計	1,887,145	2,687,925
新株予約権	8,792	17,758
純資産合計	1,895,937	2,705,684
負債純資産合計	7,099,126	9,783,409

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
売上高	10,732,873	12,903,441
売上原価	3,569,796	4,175,207
売上総利益	7,163,077	8,728,233
販売費及び一般管理費	¹ 6,088,029	¹ 7,500,615
営業利益	1,075,047	1,227,617
営業外収益		
受取利息	223	284
受取賃貸料	8,562	7,758
協賛金収入	5,122	14,317
その他	4,367	2,651
営業外収益合計	18,275	25,011
営業外費用		
支払利息	65,824	62,804
その他	11,591	12,756
営業外費用合計	77,416	75,560
経常利益	1,015,906	1,177,068
特別利益		
新株予約権戻入益	-	2,357
特別利益合計	-	2,357
特別損失		
固定資産売却損	² 124	-
固定資産除却損	³ 3,768	-
特別損失合計	3,893	-
税引前当期純利益	1,012,013	1,179,426
法人税、住民税及び事業税	484,079	516,755
法人税等調整額	131,914	75,503
法人税等合計	352,164	441,252
当期純利益	659,849	738,174

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費			842,541 23.6		938,969 22.5
労務費			813,986 22.8		1,004,047 24.0
外注費			1,747,492 49.0		2,007,996 48.1
経費			165,776 4.6		224,194 5.4
売上原価			3,569,796 100.0		4,175,207 100.0

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	478,090	498,527
当期変動額		
新株の発行	20,437	31,303
当期変動額合計	20,437	31,303
当期末残高	498,527	529,830
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	436,090	456,527
当期変動額		
新株の発行	20,437	31,303
当期変動額合計	20,437	31,303
当期末残高	456,527	487,830
資本剰余金合計		
当期首残高	436,090	456,527
当期変動額		
新株の発行	20,437	31,303
当期変動額合計	20,437	31,303
当期末残高	456,527	487,830
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	272,367	932,216
当期変動額		
当期純利益	659,849	738,174
当期変動額合計	659,849	738,174
当期末残高	932,216	1,670,390
利益剰余金合計		
当期首残高	272,367	932,216
当期変動額		
当期純利益	659,849	738,174
当期変動額合計	659,849	738,174
当期末残高	932,216	1,670,390
自己株式		
当期首残高	109	126
当期変動額		
自己株式の取得	16	-
当期変動額合計	16	-
当期末残高	126	126

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本合計		
当期首残高	1,186,437	1,887,145
当期変動額		
新株の発行	40,875	62,606
当期純利益	659,849	738,174
自己株式の取得	16	-
当期変動額合計	700,707	800,780
当期末残高	1,887,145	2,687,925
新株予約権		
当期首残高	1,253	8,792
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7,538	8,966
当期変動額合計	7,538	8,966
当期末残高	8,792	17,758
純資産合計		
当期首残高	1,187,690	1,895,937
当期変動額		
新株の発行	40,875	62,606
当期純利益	659,849	738,174
自己株式の取得	16	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7,538	8,966
当期変動額合計	708,246	809,747
当期末残高	1,895,937	2,705,684

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,012,013	1,179,426
減価償却費	873,563	930,626
長期前払費用償却額	18,000	18,269
貸倒引当金の増減額（は減少）	346	419
受取利息及び受取配当金	223	285
支払利息	65,824	62,804
固定資産売却損益（は益）	124	-
固定資産除却損	3,768	-
売上債権の増減額（は増加）	13,732	8,222
たな卸資産の増減額（は増加）	16,257	9,613
前払費用の増減額（は増加）	40,895	67,091
仕入債務の増減額（は減少）	180,989	122,977
前受金の増減額（は減少）	90,258	131,974
未払消費税等の増減額（は減少）	33,655	59,064
預り金の増減額（は減少）	2,000	20,636
未払金の増減額（は減少）	81,158	230,056
未払費用の増減額（は減少）	157,573	63,271
未収入金の増減額（は増加）	1,508	7,207
その他	27,565	27,234
小計	2,229,413	2,754,341
利息及び配当金の受取額	223	285
利息の支払額	81,308	80,821
法人税等の支払額	354,535	359,837
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,793,793	2,313,967
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	6,500	-
有形固定資産の取得による支出	1,021,695	3,078,985
無形固定資産の取得による支出	146,811	45,363
有形固定資産の売却による収入	-	193,021
敷金及び保証金の差入による支出	319,287	450,726
敷金及び保証金の回収による収入	662	132,870
預り保証金の返還による支出	95,000	10,000
長期前払費用の取得による支出	-	1,356
その他	-	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,575,632	3,257,837

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	985,000	2,150,000
長期借入金の返済による支出	960,057	1,100,653
株式の発行による収入	40,875	62,606
割賦債務・リース債務の返済による支出	146,419	149,799
自己株式の取得による支出	16	-
手数料の支払額	16,867	3,655
財務活動によるキャッシュ・フロー	97,486	958,499
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	120,675	14,629
現金及び現金同等物の期首残高	1,281,307	1,401,982
現金及び現金同等物の期末残高	1,401,982	1,416,611

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備は除く)については定額法を、それ以外は定率法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却しております。

なお、プライダル事業用の定期借地権契約による借地上の建物、および賃貸借契約の建物については、耐用年数を定期借地権の残存期間、および賃貸借期間、残存価額を零とした定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～20年

構築物 6年～20年

工具、器具及び備品 2年～20年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係る固定資産は、リース資産として区分せず、有形固定資産に属する各科目に含める方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップについては適用要件を満たすため、特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金の利息

ヘッジ方針

長期借入金の金利変動リスクの回避を目的として、個別契約毎に金利スワップ取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしており有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ39,651千円増加しております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,862,073千円	2,485,224千円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
敷金及び保証金	200,000千円	200,000千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	187,500千円	203,125千円
長期借入金	403,125	200,000
計	590,625	403,125

3 当社は運転資金及び事業所設備資金の柔軟な調達を行うため、金融機関とコミットメントライン契約等を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。

なお、当事業年度末のコミットメントライン契約等による借入未実行残高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
コミットメントライン契約等の 総額	1,600,000千円	1,600,000千円
借入実行残高		200,000
差引額	1,600,000	1,400,000

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度83%、当事業年度82%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度17%、当事業年度18%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
広告宣伝費	673,285千円	1,067,664千円
給料手当	1,136,534	1,508,544
地代家賃	1,438,596	1,914,156
減価償却費	795,261	813,087

- 2 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
工具、器具及び備品	124千円	千円

- 3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物	680千円	千円
工具、器具及び備品	731	
有形リース資産	870	
ソフトウェア	182	
無形リース資産	1,305	
計	3,768	

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注) 1	3,730,000	54,500		3,784,500
合計	3,730,000	54,500		3,784,500
自己株式				
普通株式(注) 2	185	17		202
合計	185	17		202

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加54,500株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加17株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	平成23年新株予約権 (注) 1, 2	普通株式		40,000		40,000	1,680
	ストックオプション としての新株予約権						7,112
合計				40,000		40,000	8,792

(注) 1. 平成23年新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権発行によるものであります。

2. 平成23年新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1,2	3,784,500	7,828,200		11,612,700
合計	3,784,500	7,828,200		11,612,700
自己株式				
普通株式(注)3	202	404		606
合計	202	404		606

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加7,828,200株は、平成24年9月1日付の株式分割および新株予約権の権利行使による新株の発行による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加404株は、平成24年9月1日付の株式分割による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	平成23年新株予約権 (注)1,2,3	普通株式	40,000	80,000	30,000	90,000	1,260
	ストックオプション としての新株予約権						16,498
合計			40,000	80,000	30,000	90,000	17,758

(注) 1. 平成23年新株予約権の当事業年度増加は、平成24年9月1日付の株式分割による増加であります。

2. 平成23年新株予約権の当事業年度減少は、権利付与者の退任による減少であります。

3. 平成23年新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年5月10日 取締役会	普通株式	58,060	利益剰余金	5.00	平成25年3月31日	平成25年6月26日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
現金及び預金勘定	1,401,982千円	1,416,611千円
現金及び現金同等物	1,401,982	1,416,611

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、厨房機器およびサーバー等(工具、器具及び備品)であります。

(イ) 無形固定資産

主として、人事管理システム等のソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、リース取引開始日が改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	前事業年度(平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	64,785	61,515	3,269
ソフトウェア	2,800	2,753	46
合計	67,585	64,269	3,315

(単位：千円)

	当事業年度(平成25年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	7,585	7,585	
ソフトウェア			
合計	7,585	7,585	

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	3,821	
1年超		
合計	3,821	

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
支払リース料	24,973	3,888
減価償却費相当額	21,042	3,315
支払利息相当額	994	59

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法を適用しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	867,227	1,728,403
1年超	5,494,918	13,533,057
合計	6,362,146	15,261,460

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主にブライダル事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては財務経理部において、取引先ごとに期日管理および残高管理を行っております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、財務経理部において差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務等は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。なお、ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。これらの営業債務、借入金およびファイナンス・リース取引に係るリース債務等は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成・更新することにより、手元流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(平成24年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,401,982	1,401,982	
(2) 売掛金	27,745	27,745	
(3) 敷金及び保証金	1,379,790	1,130,238	249,552
資産計	2,809,519	2,559,966	249,552
(1) 買掛金	438,602	438,602	
(2) 未払法人税等	351,318	351,318	
(3) 未払消費税等	17,290	17,290	
(4) 預り金	61,038	61,038	
(5) 長期借入金 1	2,431,058	2,439,122	8,064
(6) リース債務 2	188,013	187,663	349
(7) 長期未払金 3	579,381	565,486	13,895
負債計	4,066,702	4,060,522	6,180

- 1 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。
- 2 リース債務(流動)は、リース債務に含めております。
- 3 未払金は、長期未払金に含めております。

当事業年度(平成25年 3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,416,611	1,416,611	
(2) 売掛金	35,968	35,968	
(3) 敷金及び保証金	1,697,647	1,428,192	269,454
資産計	3,150,227	2,880,772	269,454
(1) 買掛金	561,579	561,579	
(2) 未払法人税等	511,133	511,133	
(3) 未払消費税等	76,354	76,354	
(4) 預り金	81,674	81,674	
(5) 長期借入金 1、4	3,480,405	3,536,077	55,672
(6) リース債務 2	160,129	161,756	1,626
(7) 長期未払金 3	743,976	736,004	7,972
負債計	5,615,253	5,664,580	49,327
デリバティブ取引 4			

- 1 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。
- 2 リース債務(流動)は、リース債務に含めております。
- 3 未払金は、長期未払金に含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)敷金及び保証金

これらの時価は、合理的に見積もった敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、リスクフリーレート等利率で割り引いた現在価値によっております。

負債

(1)買掛金、(2)未払法人税等、(3)未払消費税等、(4)預り金

これらの時価は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

金利スワップ特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6)リース債務、(7)長期未払金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

- 4 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 満期のある金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,401,982			
売掛金	27,745			
敷金及び保証金	142	166,442	135,650	1,077,555

当事業年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,416,611			
売掛金	35,968			
敷金及び保証金	120,381	105,246	428,540	1,043,526

(注3) リース債務、長期借入金および長期未払金の決算日後の返済予定額

前事業年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	89,352	81,748	10,278	4,999	1,634	
長期借入金	965,100	870,372	556,924	38,662		
長期未払金	448,547	47,351	43,467	40,015		

当事業年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	90,762	19,274	14,940	12,596	8,597	13,959
長期借入金	1,301,086	1,021,288	503,026	413,359	176,496	65,150
長期未払金	660,493	43,467	40,015			

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	831,003	636,955	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtockオプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
売上原価の株式報酬費	9	289
販売費及び一般管理費の 株式報酬費	5,849	12,900

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
新株予約権戻入益		1,937

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役1名 当社の監査役2名 当社の従業員21名	当社の取締役1名 当社の監査役1名 当社の従業員30名
株式の種類別のストック・オプション の数(注)	普通株式 313,200株	普通株式 203,100株
付与日	平成19年9月27日	平成20年10月31日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりませ ん。なお、原則として行使時に被付 与者が当社ならびに当社子会社の 取締役、監査役および従業員の地 位を保有していることを要しま す。 その他、細目については、当社と付 与対象者との間で締結する「新株 予約権割当契約」に定めておりま す。	定めておりません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成21年9月27日 至 平成29年3月26日	自 平成22年11月1日 至 平成29年3月26日

	第4回 新株予約権	第6回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員15名	当社の従業員42名
株式の種類別のストック・オプション の数(注)	普通株式 75,900株	普通株式 165,900株
付与日	平成21年3月31日	平成22年10月6日
権利確定条件	定めておりません。	定めておりません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成23年4月1日 至 平成29年3月26日	自 平成24年10月7日 至 平成29年3月26日

	第7回 新株予約権	第9回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役1名 当社の従業員34名	当社の従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 270,000株	普通株式 30,000株
付与日	平成23年8月15日	平成24年3月30日
権利確定条件	定めておりません。	定めておりません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成25年8月16日 至 平成33年6月23日	自 平成26年3月31日 至 平成33年6月23日

	第10回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名 当社の従業員27名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 150,000株
付与日	平成24年7月18日
権利確定条件	定めておりません。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 平成26年7月19日 至 平成34年6月25日

(注) 株式数に換算して記載しております。

平成21年10月16日付株式分割(1株につき100株)、平成24年9月1日付株式分割(1株につき3株)による株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成25年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後 (株)		
前事業年度末	117,600	106,500
権利確定		
権利行使	97,500	83,100
失効	600	14,100
未行使残	19,500	9,300

	第4回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末		149,400
付与		
失効		6,300
権利確定		143,100
未確定残		
権利確定後 (株)		
前事業年度末	36,900	
権利確定		
権利行使	17,100	61,500
失効		1,800
未行使残	19,800	79,800

	第7回 新株予約権	第9回 新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	258,000	30,000
付与		
失効	54,000	30,000
権利確定		
未確定残	204,000	
権利確定後 (株)		
前事業年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

	第10回 新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	
付与	150,000
失効	3,000
権利確定	
未確定残	147,000
権利確定後 (株)	
前事業年度末	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

(注) なお、平成21年10月16日付株式分割(1株につき100株)、平成24年9月1日付株式分割(1株につき3株)による株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権
権利行使価格 (円)	250	250
行使時平均株価 (円)	792	789
付与日における公正な評価単価 (円)		

	第4回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利行使価格 (円)	250	184
行使時平均株価 (円)	753	786
付与日における公正な評価単価 (円)		31

	第7回 新株予約権	第9回 新株予約権
権利行使価格 (円)	335	782
行使時平均株価 (円)		
付与日における公正な評価単価 (円)	61	189

	第10回 新株予約権
権利行使価格 (円)	615
行使時平均株価 (円)	
付与日における公正な評価単価 (円)	131

(注) なお、平成21年10月16日付株式分割(1株につき100株)、平成24年9月1日付株式分割(1株につき3株)による分割後の価格に換算して記載しております。

4. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 第10回新株予約権

使用した算定技法

モンテカルロ・シミュレーション

使用した主な基礎数値およびその見積方法

イ. 株価変動性 54.95%

平成22年3月5日～平成24年7月18日における、株価実績に基づき算定しています。

ロ. 予想残存期間 5.98年

本算定において採用した予想残存期間については、権利行使までの期間を合理的に見積もることができないため、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間を予想残存期間として推定しております。

ハ. 予想配当 0円/株

直近の配当実績に基づいております。

ニ. 無リスク利率 0.271%

予想残存期間に対応する国債の利回りに基づいて算定しております。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. 自己株式オプションに係る当初の資産計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
現金及び預金	1,680	

7. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
新株予約権戻入益		420

8. 自社株式オプションの内容、及びその変動状況

(1) 自社株式オプションの内容

第 8 回 新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2 名
株式の種類別の自社株式オプションの数(注)	普通株式 120,000 株
付与日	平成23年 8 月15日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、以下の(a)乃至(c)に掲げる条件を全て満たした場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(a) 当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成24 年 3 月期の損益計算書における営業利益の金額が金1,022 百万円を超過すること。</p> <p>(b) 当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成25 年 3 月期の損益計算書における営業利益の金額が金2,088 百万円を超過すること。</p> <p>(c) 当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成26 年 3 月期の損益計算書における営業利益の金額が金2,607 百万円を超過すること。</p> <p>新株予約権者は、当社または当社の関係会社の取締役、執行役員または従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降本新株予約権を行使することができない。</p>
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 平成26年 7 月 1 日 至 平成33年 8 月14日

(注) 株式数に換算して記載しております。

平成24年 9 月 1 日付株式分割 (1 株につき 3 株) による株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) 自社株式オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成25年3月期）において存在した自社株式オプションを対象とし、自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

自社株式オプションの数

	第8回 新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	120,000
付与	
失効	30,000
権利確定	
未確定残	90,000
権利確定後 (株)	
前事業年度末	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

(注) なお、平成24年9月1日付株式分割（1株につき3株）による株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第8回 新株予約権
権利行使価格 (円)	301
行使時平均株価 (円)	
付与日における公正な評価単価 (円)	1,400

9. 当事業年度に付与された自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度中に付与された自社株式オプションはありません。

10. 自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しています。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産(流動)		
賞与未払金	38,241千円	41,422千円
未払事業税	30,248	43,135
未払事業所税	6,499	8,018
支払利息否認	7,167	16,159
その他	11,043	10,680
繰延税金資産(流動)小計	93,199	119,415
評価性引当額		
繰延税金資産(流動)合計	93,199	119,415
繰延税金資産(固定)		
減価償却超過額	96,958千円	135,221千円
支払手数料否認	5,051	5,051
支払利息否認	15,004	
資産除去債務	121,666	167,392
その他	15,918	23,741
繰延税金資産(固定)小計	254,600	331,407
評価性引当額	591	591
繰延税金資産(固定)合計	254,008	330,816
繰延税金負債(固定)		
資産除去債務に対する除去費用	89,377	116,898
繰延税金負債(固定)合計	89,377	116,898
繰延税金資産(固定)の純額	164,630	213,917

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.69%	38.01%
(調整)		
交際費等永久に損金に 算入されない項目	0.26	0.43
住民税均等割	0.35	1.43
税率変更による期末繰延 税金資産の減額修正	3.03	
法人税額の特別控除	2.71	3.19
評価性引当額の増減額	6.86	0.00
その他	0.03	0.73
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	34.79	37.41

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

挙式・披露宴施設等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から1年～15年と見積り、割引率は1.0%～2.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
期首残高	156,150千円	341,376千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	179,357	128,451
時の経過による調整額	5,869	7,186
その他の増減額(は減少)	-	7,338
期末残高	341,376	469,675

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、プライダル事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	166.23円	231.48円
1株当たり当期純利益金額	58.65円	64.36円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	57.26円	62.39円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	659,849	738,174
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	659,849	738,174
期中平均株式数(株)	11,250,957	11,469,675
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	272,325	361,954
(うち新株予約権)	(272,325)	(361,954)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第9回新株予約権 100個 なお、新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第10回新株予約権 490個 なお、新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 当社は、平成24年9月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

1. 株式取得による子会社化

当社は、平成25年5月10日開催の取締役会において株式会社渋谷の株式を取得し子会社化することについて決議いたしました。

(1) 株式取得の目的

株式会社渋谷の建設分野における専門力を活かし、当社の婚礼サービスにおいて重要な要素の一つである挙式・披露宴施設の、デザイン・設計および工事を適切に管理し設備投資金額を最適化することで更に魅力的な会場を生み出し、ワンストップサービスの実現による顧客満足度の更なる向上を図ることを目的としております。また、同社の専門力を活かし既存挙式・披露宴施設の維持管理の最適化も目的としております。

(2) 被取得企業の概要

名称 株式会社渋谷

所在地 奈良県桜井市外山186番地の1

事業内容 建築工事の請負・設計監理、木材・インテリア用品および家具等の輸入および販売

規模 資本金 80,000千円

(3) 株式取得の時期

平成25年5月15日

(4) 取得する株式の数、取得価額および取得後の持分比率

取得株式数 98,604株

取得価額

取得の対価	現金	800,000千円
取得に直接要した費用		6,000
取得原価		806,000

取得後の持分比率 100%

(5) 取得資金の調達

金融機関からの借入により調達しております。

2. 新規出店について

当社は、平成25年5月23日開催の取締役会において、平成26年秋開業予定の施設を東京都豊島区に新規出店することを決議いたしました。

(1) 新規出店の目的

池袋は、百貨店や飲食店が立ち並び、新宿や渋谷と並び東京を代表する繁華街の一つです。また、JR、東京メトロ、東武鉄道および西武鉄道が通る巨大ターミナル駅でもあります。本物件は、池袋駅徒歩2分と、アクセス性にも優れており、当社の出店戦略に合致するため、出店を決定いたしました。

(2) 設備投資の内容

設備内容 挙式披露宴会場

所在地 東京都豊島区東池袋1丁目8番地1号他

建物未完工のため住所は未定であり、地番を記載しています。

投資予定総額 1,414,000千円

開業時期 平成26年秋(予定)

(3) 完成後の増加能力

1~2チャペル、3~4バンケット他(予定)

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	4,028,145	2,149,744	54,291	6,123,597	1,519,256	526,018	4,604,341
構築物	122,882			122,882	82,153	6,808	40,729
車両運搬具	2,651			2,651	2,651	207	0
工具、器具及び備品	1,088,725	364,380	390,501	1,062,604	819,698	326,808	242,906
リース資産	87,787	63,622	7,900	143,509	61,466	22,979	82,043
建設仮勘定	87,978	2,907,523	2,223,061	772,440			772,440
有形固定資産計	5,418,169	5,485,271	2,675,754	8,227,686	2,485,224	882,823	5,742,462
無形固定資産							
商標権	4,654			4,654	3,115	465	1,538
ソフトウェア	194,776	41,776	3,615	232,937	79,767	45,046	153,169
リース資産	9,229	5,648		14,877	8,016	2,291	6,860
その他	16,208			16,208			16,208
無形固定資産計	224,868	47,424	3,615	268,677	90,899	47,802	177,777
長期前払費用	90,000	1,356		91,356	36,269	18,269	55,087

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	表参道事業所開業	847,375千円
建物	八重洲事業所改修	761,599千円
建物	資産除去債務に対する除去費用	114,875千円
工具、器具及び備品	表参道事業所開業	58,332千円
工具、器具及び備品	八重洲事業所改修	81,694千円
建設仮勘定	八重洲事業所改修	1,378,984千円
建設仮勘定	天神事業所開業	793,059千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	セール・アンド・リースバック	380,526千円
-----------	----------------	-----------

3. 長期前払費用は償却対象のみを記載しているため、貸借対照表に計上されている金額とは一致しておりません。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				
1年以内に返済予定の長期借入金	965,100	1,301,086	1.6	
1年以内に返済予定のリース債務	89,352	90,762		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,465,958	2,179,319	1.2	平成26年～31年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	98,661	69,366		平成26年～32年
その他有利子負債(未払金・長期未払金)	204,028	130,834		平成25年～28年
合計	2,823,099	3,771,368		

- (注) 1. その他有利子負債の内訳は、割賦契約債務であります。
2. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
3. リース債務および割賦契約債務の平均利率については、リース料総額および割賦契約債務総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務および割賦契約債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
4. リース債務、長期借入金およびその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	19,274	14,940	12,596	8,597
長期借入金	1,021,288	503,026	413,359	176,496
その他有利子負債	43,467	40,015		

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	802	1,221	309	492	1,221

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	341,376	135,637	7,338	469,675

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	9,433
預金	
普通預金	1,407,178
小計	1,407,178
合計	1,416,611

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
一般顧客	9,130
三井住友カード株式会社	6,288
大阪ターミナルビル株式会社	4,832
株式会社ジェーシーピー	3,047
楽天トラベル株式会社	2,794
その他	9,874
合計	35,968

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
27,745	580,476	572,254	35,968	94.1	20.0

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

八．原材料及び貯蔵品

品目	金額(千円)
原材料	
衣裳小物等	11,098
飲料	3,888
その他	11,121
小計	26,108
貯蔵品	
パンフレット等	15,410
招待状等	10,042
その他	585
小計	26,039
合計	52,147

二．敷金及び保証金

相手先	金額(千円)
株式会社第一ビルディング	285,763
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社	241,634
ASPF Shin Yoko GK GmbH	230,000
Tokyo J4 Japan Holding	204,000
スプラス・ジェイ合同会社	200,000
その他	536,249
合計	1,697,647

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額(千円)
ジャパンクリエイティブ株式会社	48,221
後谷株式会社	33,067
株式会社千趣会	23,616
ストーリーテラー株式会社	22,681
株式会社阪神トレーディング	20,968
その他	413,024
合計	561,579

ロ．未払金

相手先	金額(千円)
サヴィルズ・アセット・アドバイザー株式会社	152,574
株式会社リクルート(現:株式会社リクルートホールディングス)	81,891
新横浜ビルディング特定目的会社	57,789
株式会社第一ビルディング	47,871
株式会社ウイル	24,328
その他	296,037
合計	660,493

ハ．未払法人税等

相手先	金額(千円)
未払法人税	319,658
未払住民税	78,744
未払事業税	112,731
合計	511,133

二. 前受金

相手先	金額(千円)
一般顧客	586,301
合計	586,301

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	2,533,723	5,428,862	9,181,244	12,903,441
税引前四半期(当期)純利益金額又は税引前四半期純損失金額 (千円)	22,757	58,205	644,385	1,179,426
四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額 (千円)	11,421	30,993	370,192	738,174
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額 (円)	1.00	2.72	32.38	64.36

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額 (円)	1.00	3.72	29.51	31.77

(注) 当社は、平成24年9月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。なお、電子公告は当社のホームページに掲載し、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.escri.t.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書およびその添付書類ならびに確認書

事業年度(第9期)(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)平成24年6月26日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書およびその添付書類

平成24年6月26日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書および確認書

(第10期第1四半期)(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)平成24年8月10日関東財務局に提出

(第10期第2四半期)(自平成24年7月1日至平成24年9月30日)平成24年11月9日関東財務局に提出

(第10期第3四半期)(自平成24年10月1日至平成24年12月31日)平成25年2月8日関東財務局に提出

(4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

平成24年6月26日関東財務局に提出

(5) 有価証券報告書の訂正報告書および確認書

事業年度(第9期)(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)平成24年8月10日関東財務局に提出

(6) 四半期報告書の訂正報告書および確認書

(第9期第1四半期)(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)平成24年6月26日関東財務局に提出

(第9期第2四半期)(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)平成24年6月26日関東財務局に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月25日

株式会社エスクリ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 村 孝 郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早 稲 田 宏

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスクリの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスクリの平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年5月10日開催の取締役会において、株式会社渋谷の株式を取得し子会社化することを決議し、平成25年5月15日付けで株式会社渋谷の全株式を取得している。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エスクリの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社エスクリが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

内部統制報告書の付記事項に記載されているとおり、会社は平成25年5月10日開催の取締役会において、株式会社渋谷の株式を取得し子会社化することを決議し、平成25年5月15日付けで株式会社渋谷の全株式を取得している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。